別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条第一項関係）　作付面積調査

作物	調査期日	区域
水稲	七月十五日	全国の区域
茶	七月十五日	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県、茶に係る畑作物共済事業を実施する都道府県及び強い農業づくり交付金による茶に係る事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、六年ごとに全国の区域とする。
みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル	七月十五日	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び当該作物ごとに果樹共済事業を実施する都道府県（みかん及びりんごにあっては、果実需給安定対策事業を実施する都道府県を含む。）の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、六年ごとに全国の区域とする。
大豆	九月一日	全国の区域
小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、そば及びなたね	収穫期	全国の区域
陸稲、かんしょ及びえん麦（緑肥用）	収穫期	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、三年ごとに全国の区域とする。
牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴーその他飼料作物（その他飼料作物にあっては、全国の区域を調査する年に調査する。）	収穫期	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、三年ごとに全国の区域とする。
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん	収穫期	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県、当該作物ごとに畑作物共済事業を実施する都道府県及び当該作物ごとに特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条の規定に基づく指定野菜にあっては、同法第四条第一項の指定を受けた野菜指定産地を含む。）の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、三年ごとに全国の区域とする。
てんさい	収穫期	北海道の区域
さとうきび	収穫期	鹿児島県及び沖縄県の区域
花き 花き全体の生産額に占める生産額のシェアが一パーセント以上の種類について、統計部長が定める。	収穫期	調査対象品目ごとに全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、三年ごとに全国の区域とする。

別表第四中「三年」及び「五年」を「六年」に改め、同表水稲、陸稲、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦及び大豆の項中「、陸稲」を削り、「及び大豆」を「、大豆、そば及びなたね」に改め、同表かんしょの項中「かんしょ」を「陸稲及びかんしょ」に改め、同表茶の項中「全国荒茶生産量」を「全国栽培面積」に改め、「上位都道府県、」の下に「茶に係る」を加え、同表みかん、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツの項中「全国出荷量」を「全国栽培面積」に改め、同表キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこんの項中「全国出荷量」を「全国作付面積」に、「同法第四条第二項第一号に掲げる要件を満たす区域」を「同法第四条第一項の指定を受けた野菜指定産地」に改め、花きの項中「全国出荷量」を「全国作付面積」に改める。

別記様式第二号から別記様式第十九号までを次のように改める。